

なるべし、慶長記に云、十六年十二月七日、安藤對馬守に命せられ、來年江戸船入をほらしめ、運送の船つきの通路の自在なるべきやうに、中國九州の諸大名におほせて、人夫を出さしむべきよし仰あり、明る十七年二月十五日、今日安藤對馬守御使として駿府に至り、江戸御普請船入の繪圖を奉り、仰をうかふと云々、同き年六月二日、江戸新開の地町割の事なるべしと、後藤庄三郎光次に命せられ、京師堺津の商人を呼下し、屋舗を給ひしと云、是より後諸國の商人どもあつまりて、比屋町屋となりしなるべし、されどいく程なく、同き十九年二月二十二日、江戸町中大火ありしよし同記にのすれば、この時多くは鳥有となりしと見ゆ、寛永五年、御城外北輪の石壁を築くべきよし命せられ、明年の春より諸大名その事をつとむ、寛永十三年、江戸御城外の總石垣、見付升形、その外總堀の普請を諸大名に命ぜらるゝと云、是は五年のこと、この時外曲輪の御門に全くなりしなり、すべて外曲輪内を、は、おのづから別なりや、詳にせず、この時外曲輪の御門に全くなりしなり、すべて外曲輪内を府内とし、外を府外といへり、又この頃江戸辻々にてゆき、のものを故なく害することあり、此年の春より、江戸中辻々に番所といへるものを建て守らしめしかば、後みだりに人を害するものなしと、同十二年又命せられて、江戸中大名旗下の小路ごとに辻番をおかれ、其外町中端々には、巷門を建しめしらる、爰にして御家人の居宅、商家の家居などもほゞ、定りしとみゆ、其後明暦の變にかゝりて、江戸の地三分の二は一變せしとみゆ、略

〔太政官日誌 四十六〕詔書寫

朕今萬機を親裁し、億兆を綏撫す、江戸は東國第一の大鎮、四方輻湊の地、宜しく親臨して、其政を視るべし、因て自今江戸を稱して東京とせん、是朕が海内一家東西同視する所以なり、衆庶此意を體せよ、

辰○明治 七月

慶長年間、幕府を江戸に開きしより、府下日々繁榮に趣き候は、全く天下の勢斯に歸じ、貨財隨